

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省令)

- 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働三二)
- 保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為の研修に関する省令(同三三)
- (告示)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産五七三)
- 肥料を登録した件(同五七四、五七五)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通三二六、三二七)
- 道路に関する件(東北地方整備局三三三、三四一)
- 都市計画に関する件(関東地方整備局九八〇、一〇一)
- 道路に関する件(近畿地方整備局二九、三〇)
- 道路に関する件(中国地方整備局三〇、三二七)

- 道路に関する件(九州地方整備局三五、三八、四〇、四一)
- 自動車専用道路に関する件(同三九、四二)
- 都市計画に関する件(同四三、四四)
- 道路に関する件(北海道開発局三五、三三七)
- (官庁報告)
- 官庁事項
- 中国地方整備局公示(中国地方整備局)
- 北海道開発局公示(北海道開発局)
- 労働
- 争議行為の通知の公表について(厚生労働省)
- (公告)
- 諸事項
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係
- 地方公共団体
- 解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等
- 改葬関係
- 会社その他
- 会社決算公告

## 省令

○厚生労働省令第三十二号  
国民健康保険法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十八号)の一部の施行及び国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(平成二十七年政令第七十一号)の施行に伴い、並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第四条第二項、第四条の四、第七条、第十四条第二号口及び第十六条の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十三日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令  
(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の一部を次のように改正する。)

第一条 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の

一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「額並びに」を「額、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)以下この条及び第六条において「算定政令」という。第十二条第一項第一号に掲げる額(法第八十一条の二第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令第十四条第一号イ又は第二号イ及びロに掲げる額の合算額)並びに」に改め、

同号ロ中「掲げる額」を「掲げる額(算定政令第十二条第一項第一号に掲げる額(法第八十一条の二第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令第十四条第一号イ又は第二号イ及びロに掲げる額の合算額)を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに」算定政令第七十二条の二第三項第一項」に改め、

算定政令第四号の四第 一項第一号及び第二号 の被保険者の総数	算定政令第四号の四第 一項第一号の介護納付 金賦課被保険者の総数	算定政令第四号の四第 一項第二号の介護納付 金課税被保険者の総数	算定政令第四号の四第 一項第一号の被保険 者の数	算定政令第四号の四第 一項第一号の被保険 者の数	算定政令第四号の四第 一項第一号の被保険 者の数	算定政令第四号の四第 一項第一号の被保険 者の数	算定政令第四号の四第 一項第二号の被保険 者の数	算定政令第四号の四第 一項第二号の被保険 者の数	算定政令第四号の四第 一項第二号の被保険 者の数
当該年度における各月末における被保険者の数の合計数を十二で除して得た数	当該年度における各月末における介護納付金賦課被保険者の数の合計数を十二で除して得た数	当該年度における各月末における介護納付金課税被保険者の数の合計数を十二で除して得た数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した金額を超過しないこと)が明らかになつたものに限る。に属する被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した金額を超過しないこと)が明らかになつたものに限る。に属する被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した金額を超過しないこと)が明らかになつたものに限る。に属する被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した金額を超過しないこと)が明らかになつたものに限る。に属する被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した金額を超過しないこと)が明らかになつたものに限る。に属する被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した金額を超過しないこと)が明らかになつたものに限る。に属する被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した金額を超過しないこと)が明らかになつたものに限る。に属する被保険者の数

算定政令第四号の四第  
一項第二号の介護納  
付金課税被保険者の数

当該年度の地方税法施行令第五十六号の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した金額を超過しないこと)が明らかになつたものに限る。に属する介護納付金課税被保険者の数

第十七条を第二十一条とし、第十六条の前の見出しを削り、同条を第二十条とし、同条の前に見出しとして「端数計算」を付し、第十五条の次に次の四条を加える。

(算定政令第七号第一項及び第八号の厚生労働省令で定める算定方法)

第十六条 算定政令第七号第一項に規定する当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の三月三十一日までの間に係る額は、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 前期高齢者納付金がある場合 当該年度の前年度の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、同年度における当該市町村の前期高齢被保険者に係る算定政令第七号第一項第一号に規定する額(次項第一号において「前期高齢被保険者」という)を前期高齢被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額並びに後期高齢者支援助金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金の納付に要した費用の額に被保険者に占める前期高齢被保険者の割合を乗じて得た額の合計額(次項第一号において「前期高齢被保険者保険給付費等額」という)で除して得た割合を乗じて得た額に三分の十二を乗じて得た額
- 二 前期高齢者交付金がある場合 当該年度の前年度の前期高齢者交付金の額に、前号に規定する割合を乗じて得た額に三分の十二を乗じて得た額

2 算定政令第七号第一項に規定する当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額のうち、当該年度の四月一日から同年度の十二月三十一日までの間に係る額は、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 前期高齢者納付金がある場合 当該年度の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、同年度における当該市町村の前期高齢被保険者拠出対象額を前期高齢被保険者保険給付費等額で除して得た割合を乗じて得た額に三分の十二を乗じて得た額
- 二 前期高齢者交付金がある場合 当該年度の前期高齢者交付金の額に、前号に規定する割合を乗じて得た額に三分の十二を乗じて得た額

3 前二項の規定は、算定政令第八号に規定する当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額について準用する。この場合において、これらの規定中「第七号第一項第一号に規定する額」とあるのは「第八号第一号に規定する額」と、「前期高齢被保険者拠出対象額」とあるのは「前期高齢被保険者八十万超合算額」と読み替えるものとする。

(算定政令第十二号第一項第一号、第十三号並びに第十四号第一号及び第二号の被保険者の数)

第十七条 算定政令第十二号第一項第一号、第十三号並びに第十四号第一号及び第二号の被保険者の数は、各月末の被保険者の数とする。

(算定政令第十四号第二号ロの厚生労働省令で定める算定方法)

第十八条 算定政令第十四号第二号ロに規定する各会員市町村の被保険者の所得の合計額は、国民健康保険団体連合会(次条において「連合会」という)の会員である市町村(次条において「会員市町村」という)のそれぞれの国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十三年厚生省令第十号)第五条第一項第一号ロに規定する基礎控除後の総所得金額等の合計額とする。

(連合会へ支払うべき額の相殺)  
 第十九条 会員市町村が法第四十五条第五項の規定により連合会に対し療養の給付に関する費用の支払に関する事務を委託している場合において、保険医療機関等からの療養の給付に関する費用の請求に対する支払を充てるための費用として連合会に支払うべき額があるときは、当該会員市町村は、連合会との契約により、各年度毎に、当該支払うべき額及び当該年度の法第八十一条の二第二項各号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の額と当該年度の同条第一項の規定による交付金の額とを相殺することができる。  
 附則第三条中「第六条の二まで」を「第六条の三まで、第十七条及び第十八条」に改め、同条の表に次のように加える。

第六条の三	第四条の四第一項各号に掲げる被保険者	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項各号に掲げる一般被保険者
第六条の三の表の上欄	第四条の四第一項第一号及び第二号の被保険者の総数	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項第一号及び第二号の一般被保険者の総数
	第四条の四第一項第一号イの被保険者の数	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項第一号イの一般被保険者の数
	第四条の四第一項第二号イの被保険者の数	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項第二号イの一般被保険者の数
第六条の三の表の下欄	第四条の四第一項第二号ロの被保険者の数	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項第二号ロの一般被保険者の数
	当該年度における各月末における被保険者の数の合計数を十二で除して得た数	当該年度における各月末における一般被保険者の数の合計数を十二で除して得た数
	に属する被保険者の数	に属する一般被保険者の数
第十七条の見出し	第十二条第一項第一号	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十二条第一項第一号
	被保険者	一般被保険者
第十八条の見出し	第十四条第二号ロ	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十四条第二号ロ
	被保険者	一般被保険者
第十八条	第十四条第二号ロ	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十四条第二号ロ
	被保険者	一般被保険者
	第五条第一項第一号ロ	附則第二条の規定により読み替えられた同令第五条第一項第一号ロ

附則中第五条から第八条までを削る。  
 附則第九条第一項中「附則第二十三条第一項」を「附則第十五条第一項」に、「附則第九条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、同条を附則第五条とする。  
 附則第十条第一項中「附則第二十三条第一項」を「附則第十五条第一項」に、「附則第十条第一項」を「附則第六条第一項」に改め、同条を附則第六条とする。  
 附則第十一項中「附則第二十三条第一項」を「附則第十五条第一項」に改め、同条を附則第七条とする。  
 附則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十七條の二第二項第一号から第四号まで、第三十七條の三第三項及び第三十七條の四の規定に基づき、保健師助産師看護師法第三十七條の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為の研修に関する省令を次のように定める。  
 平成二十七年三月十三日  
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

保健師助産師看護師法第三十七條の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為の研修に関する省令

(趣旨)

第一条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第三十七條の二第二項第一号に規定する特定行為(以下「特定行為」という。)及び同項第四号に規定する特定行為(以下「特定行為の研修」という。)に関しては、この省令の定めるところによる。  
 (特定行為)

第二条 法第三十七條の二第二項第一号の厚生労働省令で定める行為は、別表第一に掲げる行為とする。  
 (手順書)

第三条 法第三十七條の二第二項第二号に規定する手順書(次項第三号、第五号第一号及び別表第四号において「手順書」という。)は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成するものとする。  
 2 法第三十七條の二第二項第二号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- 二 診療の補助の内容
- 三 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- 四 特定行為を行うときに確認すべき事項
- 五 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- 六 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

(特定行為区分)

第四条 法第三十七條の二第二項第三号に規定する特定行為区分(以下「特定行為区分」という。)は、別表第二のとおりとする。

(特定行為研修の基準)

第五条 法第三十七條の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。  
 一 次に掲げる研修により構成されるものであること。

- イ 共通科目(看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、全ての特定行為区分に共通するもの)の向上を図るための研修をいう。次号、第十六条第一項及び別表第三において同じ。